

特定金属くず買受業を営む皆様へ！！

令和8年6月1日、金属盗対策法が施行されます

※盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律



主として用からなる金属くずを買い受ける場合に
届出や相手方の本人確認をしなければなりません



● 届出について

- 金属盗対策法が施行される令和8年6月1日時点で、既に特定金属くず買受業を営んでいる方は、3か月の経過措置が設けられているため、**令和8年8月31日までに届出**をしていただく必要があります。
- 特定金属くず買受業を営もうとする方は営業所ごとに、氏名、住所等を当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届出をしなければなりません。
※ 届出をしないで特定金属くず買受業を営んだ場合は、6か月以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金、又はこれが併科されます。

相手方の本人確認・取引記録

※ **令和8年6月1日時点で、特定金属くず買受業を営んでいるが、未だ届出をしていない事業者（個人を含む）でも、除外されませんので注意してください。**

● 相手方の本人確認

- 買受け相手方*の本人確認を行うことが義務になります。
本人確認の際、顔写真付き身分証明書が必要です。



例 運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等

※ 買受けの相手方とは、売買契約等の名義人となっている法人や自然人です。

● 本人確認記録の作成

特定金属くず買受けを行った場合、以下を記録してください。
(様式の定めはありません)

- 本人確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
- 本人確認記録の作成者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
- 本人確認書類又は補完書類の提出（写しの送付）を受け取った時は、当該提示（写しの送付）を受けた日時

● 取引記録の作成

特定金属くず買受けを行った場合、以下を記録してください。
(様式の定めはありません)

- 買受けの相手方の氏名又は名称
- 買受けの日付及び時刻
- 買い受けた特定金属くずの量・特徴・価額
- 買受けに係る代金の支払方法
(過去に買受けの相手方となったことがある者からの買受けを行う場合であって、買受けに係る代金の支払をその者の預金又は預金の口座への振込みの場合は、「口座番号その他の当該口座を特定するために必要な事項」を記録)

● 本人確認記録・取引記録の保存

- 当該記録を3年間保存しなければなりません。

● その他

- 買受けの際に本人確認を拒否するなど怪しいと感じた場合は、#9110や110番通報での申告をお願いします。
- 一定のケーブルカッター・ボルトクリッパーを業務その他正当な理由なく隠して携帯することは禁止されています。

罰則 1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金



警視庁 生活安全部生活安全総務課
防犯営業第二係
代表 03-3581-4321